特定農林水産物等登録簿

登録番号 第 42	2 号	登録年月日	平成 29 年 9 月 15 日	
申請番号 第 113	3 号	申請年月日	平成 29 年 2 月 27 日	
特定農林水産物等の 区分 第三		三類 果実類 ゆず		
		キトウ 木頭ゆず		
特定農林水産物等の 生産地	徳島県	徳島県那賀郡那賀町		
医分		木栽ず、香 社 体底「、お和たあ和ゆ成、に評(木ろ))た、し評(香・)木一頭培の果り会 頭を傷玉い5こる6ず2月取価(頭な)、平、価(りシ)頭がゆさ総皮の会 ゆ進や揃て3と「3の47りを)ゆく) 平成海を一高 エーゆくずれ称障良的 ずめ斑い信年が朝年全年イ上受(ず味)成2外得(くム)ず皮がれ称障良評。」た点も頼2評日1国1ンげけ)はわり(26バて)素ニーはりてで害い価(は結がよが月価農0的1リらて)果り、高にさ業月な月ラれい)皮こ)(年産ヤる)ら)(傷使り)	て玉で外観の良い実がなる優良系統の選抜や選果選別、市場から高い評価を受けている。なく、等階級・玉数を厳しく選果選別していることに、出荷期間を通じて数量も安定しており、特に業務需い。」(東京シティ青果㈱)(別紙 4-1 参照)は、林業中心だった山間部においてゆずの産地化に成れ、木頭村果樹研究会(現木頭果樹研究会)が全国表賞」を受賞した。には、「全国ゆずサミット会議」が木頭地域で開催さ生産振興に大きく貢献した。、徳島県の「とくしま特選ブランド」の認証を受け、「一ル株式会社が推進するフードアルチザン(食の匠)、「木頭ゆず食文化振興協議会」を設立し、県内外でる。 が綺麗で、色合いと香りが良く、皮・実・果汁を余すとができるゆず」(イオンリテール㈱)(別紙 4-2 10月からEU諸国向け青果(ゆず玉)輸出にも取り246kg、平成27年産1,580.5kgをフランスなどに一や有名シェフなどから香りや品質、外観の良さから	

特定農林水産物等の生産の方法

「木頭ゆず」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 品種

生産地 (那賀町内) の在来ゆずを由来として選抜された系統 (木頭系、海野系、平の香、在来系等)。

[系統選抜の主な基準]

- ・果実が大きく連年結果し、豊作性であること。
- ・かいよう性コハン症の発生が少なく外観が美しいこと。
- ・果皮が厚く香気が高く果汁量が多いこと。

(2) 栽培方法

生産地(那賀町内)において、外観が良い優良系統の選抜がされた木頭系、海野系、平の香、在来系等を用いて、「木頭ゆず栽培基準要点」(別紙 10 参照)に基づき栽培を行う。

(3) 出荷規格

出荷にあたっては、直径4 c m以上でバラ傷、刺し傷の無いものを選果 選別する。

なお、上記の基準を満たさないもので、傷や病害虫の被害が著しくなく、 腐敗果でないものは加工用ゆずとする。

(4) 最終製品としての形態

「木頭ゆず」の最終製品としての形態は、ゆず(青果)である。

特定農林水産物等の 特性がその生産地に 主として帰せられる ものであることの理 由 「木頭ゆず」は、木頭果樹研究会が中心となって徳島県や那賀町、阿南農業協同組合が半世紀にわたり、「かいよう性コハン症の発生が少なく、外観が美しいこと」「果皮が厚く香気が高いこと」などを基準に、優良系統を選抜し増殖を進めてきた。

この優良系統の特性の発現には、生産地である那賀町の気候も影響している。

生産地である那賀町は、北西部に四国山地、南部に海部山脈などを配しており、標高1,000メートル以上の山々に囲まれ、地域の9割以上が森林の中山間地域であり、冷涼で、昼夜の寒暖差が大きく、降水量が多い。特に夏期(7~9月)の降水量は徳島市の2.5倍を超えている。

県内の気温が高い地域では果実の着色が進むと黄色から橙色となるのに対し、那賀町では標高が高く、冷涼で昼夜の寒暖差が大きいため、「木頭ゆず」の特徴である鮮やかな色合いや高い香りは、これらの気象条件が影響している。

また、かいよう性コハン症は、果実肥大期である夏期の乾燥により発生が増加することが認められており、夏期の多雨がかいよう性コハン症の発生軽減の大きな要因となっている。

特定農林水産物等が その生産地において 生産されてきた実績

那賀川流域では古くから酢といえばゆず酢を指し、各家庭の庭先や畑の畦畔にゆずが植えられていた。昭和35年に、旧木頭村助地区の有志6名によって、青果(ゆず玉)を大阪中央市場に販売したところ高い評価を受け、本格的な生産が始まる。昭和36年からは、苗木の生産に取り組み、大玉で外観の良い実のなる樹を母樹に指定し採穂した穂木で育苗(後の木頭1~7号)を開始した。昭和40年に木頭村果樹研究会(現木頭果樹研究会)を有志30名で発足したが、成果には結びつきにくく、粘り強く研究を重ねてきた。昭和45年には、研究会のメンバーは、有

志40名までになった。

昭和40年からは、旧木頭村だけでなく、旧上那賀町でもゆず樹が新植され、那賀川流域の5ヶ町村(現、那賀町(木頭村、上那賀町、木沢村、相生町、鷲敷町))にゆず栽培が本格的に広まり、現在に至っている。

規則第6条第2項各号に掲げる事項

第13条第1項第4号ロ該当の有無:該当する商標権者の氏名又は名称:阿南農業協同組合

登録商標:木頭

指定商品又は指定役務:第29類 冷凍野菜、冷凍果実、加工野菜及び

加工果実

第31類 野菜、糖料作物、果実

商標登録の登録番号:第1645358号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日(当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及び存続期間の満了の年月日を含む):

登録日:昭和58年12月26日 更新登録日:令和5年8月18日 満了年月日:令和15年12月26日 専用使用権者の氏名又は名称:一

商標権者等の承諾の年月日:平成29年2月24日

登録生産者団体の名 称及び住所並びに代 表者の氏名 木頭ゆず振興協議会

徳島県那賀郡那賀町延野字王子 16-1

会長 田中 覚

備考

1. [生產行程管理業務規程]

受付年月日:令和2年11月19日 (2020年11月19日) 原因発生日:令和3年3月29日 (2021年3月29日) 変更登録日:令和3年3月29日 (2021年3月29日)

- 5 明細書適合性の確認
 - (2) 現地調査及び生産方法等の周知
- 2. [登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の変更]

変更年月日:令和6年10月9日団体の名称:木頭ゆず振興協議会

(変更前) 住所:徳島県阿南市桑野町上張15番地

代表者の氏名:会長 木村 晃

(変更後) 住所:徳島県那賀郡那賀町延野字王子 16-1

代表者の氏名:会長 田中 覚